

第 1 2 号議案

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「44,290円」を「45,450円」に改める。

第2条 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「45,450円」を「45,650円」に改め、同表零歳児保育指定保育園嘱託医の項中「零歳児保育指定保育園嘱託医」を「狭山保育園嘱託医」に、「48,930円」を「18,870円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定により支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。